

## 睡眠科学ケアシステム利用契約承諾書

株式会社華桔梗 御中

契約者 (住所)

(氏名)

⑩

(電話)

(日中連絡のつきやすい電話番号をお書きください)

利用者 (住所)

(氏名)

(契約者との関係 )

(電話)

(日中連絡のつきやすい電話番号をお書きください)

契約者は、下記契約条項を承諾し、貴社の提供する睡眠科学ケアシステムを利用します。但、契約者と利用者とは異なる場合、その利用者は上記のとおりです。

第1条 契約者は、貴社の所有するベッドセンサー及び通信機器ならびにその付属品(以下本システムといいます)を賃借し、貴社からのデータ提供を受けます。但、訪問看護を利用する場合、データを契約者ではなく訪問看護事業者に提供することを了解するとともに、貴社が、利用者を特定しない条件で第三者にデータ提供することを了解します。

第2条 契約者は、次の利用プランと利用料を承諾し、○印を付けたプランを選択します。月単位で利用プランを変更することが出来ますが、プランのグレードが上がる場合には、変更後の月額利用料の支払が変更の条件となります。貴社は、月額利用料支払月の睡眠データを翌月10日迄に送り、月額利用料支払月の睡眠データに基づく指導を翌月内に行います。

1. シンプルプラン 月額利用料 5990円

月に一度、利用者の睡眠データを送るだけのシンプルなプランです。契約者又は利用者の睡眠に興味がある方、睡眠データの必要な方向けのサービスです。

2. 予防プラン 月額利用料 1万5990円

月に一度、睡眠データに基づいた認知症予防、生活習慣病予防等、健康指導を行うプランです。将来の健康に不安のある方、認知症や生活習慣病のリスクの高い方など向けサービスです

(介護保険における介護認定のある方は、月額利用料が8990円となります。但、負担割合に応じた訪問看護の利用料が別途必要になります。)

3. 見守りプラン 月額利用料 1万9900円

独居の方向けのプランです。呼吸や脈拍に異常が見られたり、いつも寝る時間に就寝していなかったり、いつも起床する時間に起床していなかったりなど、個別に設定した条件にそぐわない場合に、予め設定したご家族や訪問看護スタッフや民生委員等に連絡し、様子を見に行ってくださいサービスです

(介護保険における訪問看護をご利用の方は、月額利用料が9900円となります。但、負担割合に応じた訪問看護の利用料が別途必要になります。)

4. 予防見守りプラン 月額利用料 2万9990円

予防プランと見守りプランとを組み合わせたプランです。月に一度、睡眠データに基づいた認知症予防、生活習慣病予防等、健康指導を行うとともに、個別に設定した条件にそぐわない場合に、予め設定したご家族や訪問介護スタッフや民生委員等に連絡し、様子を見に行ってくださいサービスです。

(介護保険における訪問看護をご利用の方は、月額利用料が1万9990円となります。但、負担割合に応じた訪問看護の利用料が別途必要になります。)

- 第3条 契約者が、契約金1万8700円を貴社に支払うとともに、署名捺印した本承諾書を貴社に送付して貴社に到達したときに、本契約が成立します。契約金は、第5条の白紙撤回の場合を除き、いかなる場合にも返金されません。但、第5条の白紙撤回の場合には、発送手数料等として3000円を控除した1万5700円を返還します。
- 第4条 本契約成立後、速やかに、貴社が、契約者に、第1条記載の本システムを送付します。本システムの設置は契約者が行いますが、契約者が貴社に設置を依頼する場合、設置費用8700円と設置のための交通費の実費を貴社に支払うことにより、貴社が設置を行います。
- 第5条 契約者は、本システムの送付を受けた日から7日以内に、本システムが正常に機能するか否か点検した上で異常がある場合には同期間内に貴社に通知しなければなりません。本システムが正常に機能するためには安定したWi-Fi環境が必要であり、稀に正常に機能しないことがあり、その場合には、本契約は白紙撤回となります。
- 第6条 契約者は、本システムの送付を受けた日の属する月の末日までに翌月分の月額利用料を貴社に支払うこととし、それ以降も同様に前払いします。
- 第7条 契約者は、少なくとも3か月間、本システムの月額利用料を支払わなければなりません。それ以降、契約者が本契約を解約する場合には、翌月分の月額利用料の支払義務が発生する前に解約の意思表示をし、本システムを返還しなければなりません。返還された本システムが修理を要する場合にはその修理完了まで契約者は月額利用料を支払わなければなりません。なお、本システムの利用は月単位とし、月途中での解約は認められません。
- 第8条 契約者は、本システムをその用法に従って使用し、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。本システムは精密機械なので、水漏れ厳禁、折り曲げ厳禁、利用居室の過度な加湿厳禁、ペット等による破

損厳禁とします。契約者の用法違反等により本システムが故障した場合には、契約者は直ちに貴社に連絡の上、本システムを貴社に送付し、その修理費用2万円及び修理期間中の月額利用料の支払をしなければなりません。

第9条 契約者は、本システムを無断で他に譲渡したり、転貸したりすることは出来ません。但、第2条1項のシンプルプランについては、同一住居内の家族間の利用に限り、利用を認めます。

第10条 貴社は、本システムによるデータを3か月間に限り保管します。

第11条 契約者に次の事由が発生した場合には、貴社は、催告しないで本契約を直ちに解除することが出来ます。

1. 月額利用料の支払を怠った時
2. 第8条、あるいは第9条に違反したとき
3. 破産、民事再生等の申立があったとき
4. 差押、仮差押を受けたとき
5. その他、契約者の信用に問題が生じたとき

第12条 貴社に次の事由が発生した場合には、契約者は、催告しないで本契約を直ちに解除することが出来ます。

1. 契約者が選択した第2条所定のプランに従ったサービスを怠ったとき
2. 破産、民事再生等の申立があったとき
3. 差押、仮差押を受けたとき
4. その他、貴社の信用に問題が生じたとき

第13条 本契約が終了した時には、契約者は、直ちに本システムを貴社に返還しなければなりません。その場合、契約者は送付を受けた際の梱包資材を用いるものとし、また、返還費用は契約者の負担とします。

第14条 本契約終了後30日以内に本システムが返還されない場合、契約者が、本システムを22万円で購入したものとし、契約者は、貴社に対し、代金の

22万円とこれに対する本契約終了後31日目から支払済に至るまで、年20%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。本契約が白紙撤回となった場合も白紙撤回の日から30日以内に本システムを返還しない場合、同様に、代金22万円とこれに対する白紙撤回後31日目から支払済に至るまで年20%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

第15条 本契約に関する争訟は、貴社の所在地を管轄する松山簡易裁判所若しくは松山地方裁判所を専属管轄裁判所とします。